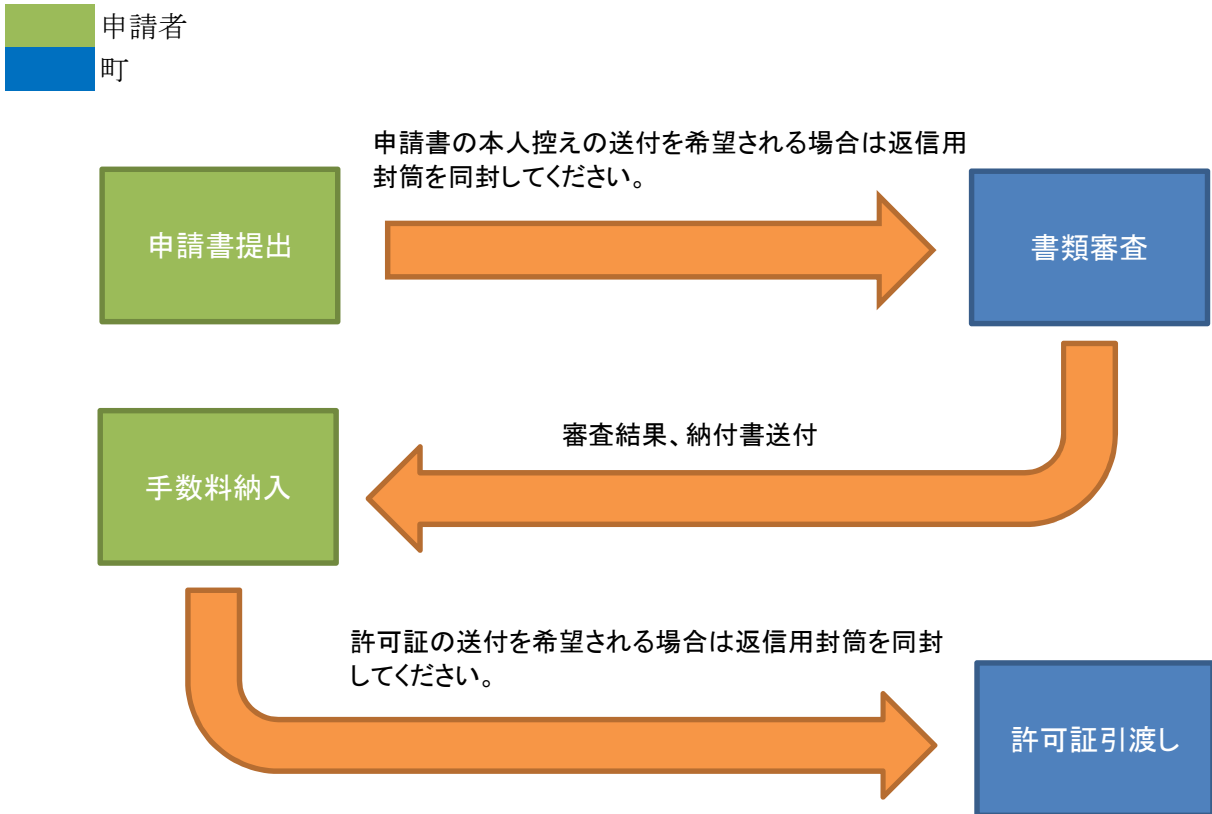


# 芳賀町一般廃棄物処理業許可更新の手引き

## 1 更新手続きの流れ



※許可期限が満了してから10日以内に旧許可証を返納してください。

## 2 申請について

### (1) 提出書類

別添「必要書類」をご参照ください。

※ 車両の写真はデジタル形式のものを、申請用紙に貼付けし提出すること。

※ 書類はA4ファイルに閉じ、表紙及び背表紙に会社名または個人名を記入してください。

### (2) 提出部数

2部（正・副）

### (3) 提出方法

ア 直接持込み

イ 郵送

※ 「イ 郵送」の場合は申請書の本人控えに受付印を押しご返送しますので返信用封筒を同封してください。

### (4) 提出期限

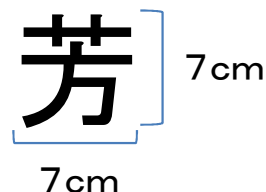
毎年度2月中旬（詳しくは環境対策課までお問い合わせください）

### 3 車両への許可番号の表示について

#### 【例】



#### 【文字の大きさ】



- (1) 〇〇-〇〇に入る部分は許可証右上最上段の番号を記載
- (2) マグネット等の簡易に取り外しができるものは不可

### 4 許可証が交付された後の提出書類等について

- (1) 実績報告書の提出について  
毎月10日までに前月の一般廃棄物の処理業務実績書(別記様式第14号)を提出してください。
- (2) 契約事業所の追加について  
収集運搬の契約事業所が追加された場合には、契約書の写しを提出してください。
- (3) 役員の変更について  
次の書類を提出してください。  
ア 代表者及び役員の「身分証明書」(市区町村発行の身分証明書)  
イ 「登記されていないことの証明書」(法務局発行)
- (4) 許可証に記載されている項目の変更  
書換え交付申請書(別記様式第8号)を提出してください。  
※ 返信用封筒を同封してください。
- (5) 事業範囲を変更する場合  
取り扱う一般廃棄物の種類等を変更する場合、変更許可申請書(別記様式第5号)を提出してください。

### 5 手数料について

項 目	金 額
処理業(収集運搬、処分)許可	20,000円
処理業(収集運搬、処分)事業範囲の変更	10,000円
許可証の再交付	5,000円

### 6 様式のダウンロードについて

<http://www.town.tochigi-haga.lg.jp/download/kankyou/haikibutsu.html>

〒321-3392  
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地  
担当:芳賀町 環境対策課 環境対策係  
TEL:028-677-6041、FAX:028-677-6088  
e-mail:kankyou@town.tochigi-haga.lg.jp